第38号

NPO法人　「認証者数 12/3現在　288人」

茨城県防災士会　だより

発 行 日： 2022年12月20日

発行元　特定非営利活動法人
茨城県防災士会
責任者　理事長
加瀬　孝雄

令和4年度 講師認定試験実施（10月1日）

令和４年度講師認定試験が１０月１日（土）に開催されました。その概要と結果を掲載します。

（日時・会場）2022年10月 1日（土）13：40～16:20　水戸市桜川市民センター

（発表者とタイトル）７名

	エリア	氏名	発表タイトル
1	県央	本間昭人	福祉避難所の運営について
2	県南	松崎貴志	自分の街を知ることから始める自助・共助
3	県西	鶴見悦子	地震に備える１０の備え
4	県南央	野澤明弘	地震情報とその時の備え
5	県南東	岡野　博	減災への取り組み
6	県南東	齋藤理恵	コロナ禍における避難所運営
7	県北	皆川雅明	2019年那珂川氾濫に伴う避難行動の考察

＜講師認定試験風景＞

（合否判定）：12月３日、企画・研修部より認定講師選考委員会へ

「当会規約の認定講師のプレゼンテーション評価基準を上記７名は満たしており合格とし、「講師」として認定したく、認定講師選考委員会に推挙します」が報告された。

○これを受け、認定講師選考委員会が開催され、満場一致にて承認され即日効力を有する運びとなった。

令和4年度　いばらき防災大学開講　水戸会場　１０月

令和4年度いばらき防災大学（水戸会場＝茨城県トラック協会）が開校され、当防災士会は「10月８日、15日」に参画し、講義進行の一翼を担った。その概要は以下のとおり。

気象庁ワークショップ

（日時）2022年10月 8日（土）14：00～16:30

（防災士会協力者）加瀬孝雄、小川欽也、染谷吉明、本田佳行、渡辺 平
大高仁護、工藤康弘、渡辺直樹　８名

＜受講風景＞

（受講生１３６名）

1　設定条件は、①居住地(川傍/崖傍),②住居(木造２階,鉄筋３階),
③車（有,無）
④家族構成(障害,高齢,幼児)の４パターンで実施。

2　作業ステップは従来通り３場面。

3　各自検討後、設定条件毎に避難準備・避難開始時間・ルート等を２分で発表。
発表者毎に専門家が良好点等について講評。

4　スタッフ構成：防災士会８名、予報士会３名、気象台４名、茨城県４名

5　防災士会の役割：専門家（本田防災士）、スタッフ 7名

防災士の役割講話

（日時）2022年10月 15日（土）14：10～15:10

（防災士会協力者）加瀬孝雄、松井秀夫

（次第）

1. 挨拶　加瀬理事長
2. 講話　松井理事
パワーポイントを使用し、「防災士の役割と活動内容の紹介」を講話。
(1)最近の災害　(2)防災白書（平成30年～令和4年）　(3)防災士とは
(4)茨城県防災士会の組織　(5)活動内容の紹介

古河会場準備中

2023年下期の開校に向けて準備途上。１月末～２月に「古河市」にて開校を目指し準備中（12月３日現在情報）。県西エリア長窓口にて進めます。

対 外 活 動 （ 各 地 の 講 演 会 等 ） 記 録

令和4年度　古河市地域防災訓練

実施団体：古河市三和地域交流センター

開催場所：古河市消防防災課

開催日時：令和４年１０月３０日（日）

担当防災士等：１７名（県西エリア）

＜内容＞地域自治組織の代表者に参集いただき、DIG訓練を実施。今回の地域は古河市内でも水害の少ない地域であるため、地震に特化したDIGを実施してほしいとの古河市からの依頼に応じ、これに対応したプログラムで実施。

＜　会場での訓練実施風景＞

令和4年度　北関東連絡協議会　東北現地研修会

実施団体：北関東連絡協議会（栃木・群馬・茨城県支部）

開催場所：宮城県名取市・牡鹿半島

開催日時：令和４年１１月２日～３日

担当防災士等：15名（茨城県支部より5名）

＜内容＞被災地（宮城県名取市・石巻市・牡鹿半島）視察

・震災メモリアル公園（説明：名取市北釜整備推進室）

・名取スポーツセンター・・説明：北釜整備推進室・商工観光課

・みやぎ東日本大震災津波伝承館　説明：語り部・動画他

＜名取市震災復興伝承館視察＞

八千代町ふれあい教室（令和4年度女性学級11月定例学習）

実施団体：八千代町教育委員会生涯学習課

開催場所：八千代町中央公民館　２階研修室

開催日時：令和４年１１月２０日（日）

担当防災士等：２名（県西エリア）

＜内容＞八千代町についても、まちの半分は水害により水没する地域を抱え、地震に関しても県内他地域と同様にリスクを抱えている。そこで、もう一度自助について見つめなおすため、災害への備えの必要性について講義を行った。

＜災害への備えについて講義風景＞

防災・減災に関する研修・訓練

実施団体：常陸大宮市立小川小学校

開催場所：同上

開催日時：令和４年１１月２５日（金）

担当防災士等：４名（県北エリア）

＜内容＞

１、展示:防災リュック・防災食:展示品の質疑応答

２、災害時に家庭で必要な事について

３、新聞紙スリッパの作成　※対象はPTAの保護者50名

＜新聞紙スリッパの作成講義風景＞

令和4年度　下妻市防災訓練

実施団体：下妻市消防交通課

開催場所：下妻中学校、下妻小学校、上妻小学校、総上小学校

開催日時：令和４年１１月２７日（日）

担当防災士等：８名（県西エリア）

＜内容＞巨大地震が発生したことに伴い、地域住民の避難する避難所4カ所において、段ボールベッドの組み立て指導及び、防災に関する全般的な準備について15分程度の講話を行った。

＜総上小学校での講義風景＞

（各種講演会は広報部署へ報告あった物から抜粋掲載しています）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、**「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応

災害予防 → 災害 → 応急救助（災害救助法） → 復旧・復興（被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など）

■ 災害が発生するおそれがある場合の対応

災害予防 → 大規模災害のおそれ → 国の災害対策本部が設置 → おそれ段階の応急救助（災害救助法） → 災害 → 応急救助（災害救助法） → 復旧・復興（被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など）

1．制度概要

（１）災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う**「法定受託事務」**である。
（２）都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。（法第２条第２項）
　① 災害により一定数以上の**住家の滅失（全壊）が生じた場合**（令第１条第１項第１号～第３号）
　② 多数の者に**生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等**（令第１条第１項第４号）
（３）災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、**現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。**（法第２条第２項）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を**適用しない場合**		**救助の実施主体**（基本法５条）	救助の後方支援、総合調整（基本法４条）
救助法を**適用した場合**	救助の実施	都道府県の補助（法１３条２項）	**救助の実施主体**（法２条）（救助実施の区域を除く（法２条の２））
	事務委任	**事務委任を受けた救助の実施主体**（法１３条１項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法１３条１項）
	費用負担	費用負担なし（法２１条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）

2．救助の種類、程度、方法及び期間

（１）避難所の設置（S22～）	（５）被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	（９）学用品の給与（S22～）
（２）応急仮設住宅の供与（S28～）	（６）医療及び助産（S22～）	（10）埋葬（S22～）
（３）炊き出しその他による食品の給与（S22～）	（７）被災者の救出（S28～）	（11）死体の捜索・処理（S34～）
（４）飲料水の供給（S28～）	（８）住宅の応急修理（S28～）	（12）障害物の除去（S34～）

○ 一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
○ 特別基準：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、**都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。**（※令第３条第２項）

3．国庫負担

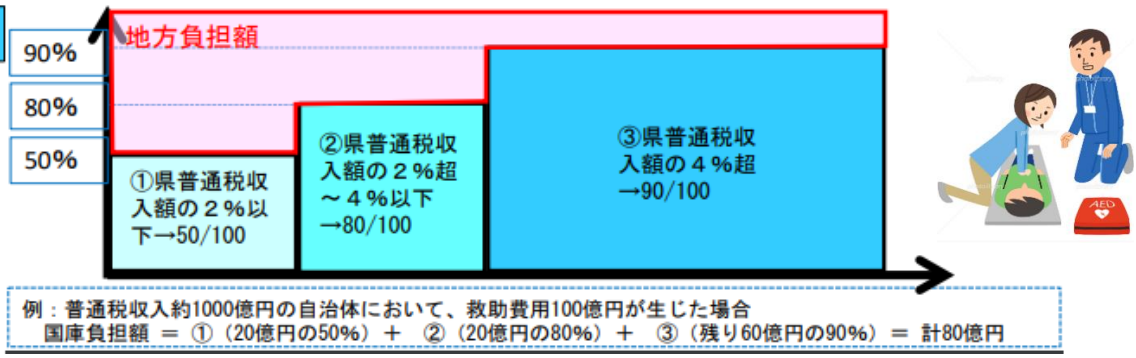

例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 ＝ ①（20億円の50%）＋ ②（20億円の80%）＋ ③（残り60億円の90%）＝ 計80億円

防災士会からのお願い：会員資格と年会費の扱いについて

年会費の納入は、通常総会議案書時に振込票を同封しておりますので手続き方お願いします。
なお、「当該年度の会費を8月末日までに納入しなかった者は休会とする」と定められています。

記

1．当該年度の会費未納者は「休会」とする。休会扱い期間は当該年度１年とする。
2．２年度、連続しての未納会員は、退会届出の有無に関わらず連続した２年目の年度末に「退会」扱いとする。
3．「退会」の方から年会費納入が確認され次第「復会」とする。

今 後 の 各 種 講 演 会 の 予 定

開催予定日	要請団体等	講演内容	開催予定日	要請団体等	講演内容
令和５年 2月19日	阿見第一ふれあい地区館事務局	みんなで考える防災教室～災害から命を守るために～自然災害（豪雨・地震等）への備えと発生時の対応	令和５年 3月4日	土浦市 社会福祉協会	防災の基礎知識と暮らしに必要な最低限の備えを学ぶ。災害時に役立つ知恵を実戦形式で行い習得する。一般市民が防災に対しての基礎知識の習得と生活から減災に繋がる備えを学ぶことが出来る講演。
令和５年 2月21日	土浦市市民生活部市民活動課市民協働室	まちづくり市民会議体験型防災ワークショップ　HUGを体験しよう			

第15回会員スキルアップ研修会開催

（HPでも告知します）

日時：令和５年２月４日１３時～
場所：桜川市民センター大会議室（水戸市河和田町2994-4）
防災情報研修とし、プレゼンに求められる講義となります。

***今後の各種講演会へ参加希望の方は、当該エリア長にお申し出ください。**

エリア通 信（エリアの動き等）　令和４年12月3日現在

県北　会員数　36 名　エリア長　福地　壽之
日立市、常陸太田市、常陸大宮市、**北茨城市**、高萩市
大子町
・北茨城市在住会員が「ゼロ」となりました。

県南東　会員数　37 名　エリア長　澤田 孝一
龍ヶ崎市、鹿嶋市、稲敷市、神栖市、潮来市、行方市
鉾田市、利根町、河内町
特に報告無し

県央　会員数　64 名　エリア長　染谷 吉明
水戸市、ひたちなか市、那珂市、笠間市、小美玉市
茨城町、大洗町、城里町、東海村
特に報告無し

県南　会員数　47 名　エリア長　長屋　和宏
つくば市、つくばみらい市、守谷市、取手市
・10月6日：竹園西小　防災教室にて講演
・エリア会議開催打診中

県南央　会員数　49 名　エリア長　松井 秀夫
土浦市、牛久市、かすみがうら市、石岡市
阿見町、美浦村
特に報告無し

県西　会員数　55 名　エリア長　矢野　靖彦
結城市、筑西市、桜川市、下妻市、常総市、坂東市
古河市、堺町、八千代町、五霞町
・10月30日：エリア会議開催、17名参加

市町村防災ご担当の皆様へ

NPO法人茨城県防災士会は、各種の防災講演会、研修会の講師派遣、DIG（災害図上訓練）、HUG（避難所運営ゲーム）、防災マップ作成などの指導を行っております。
講師の依頼等ご相談がありました場合は、下記までご連絡ください。

担当理事：小川 欽也（企画・研修部長）　☎：0294-53-7620　（090-1737-0010）
住所　〒316-0025 日立市森山町1-9-9　E-mail: ogawak012000@yahoo.co.jp

編集/文責：広報機関誌副部長　吉田　淳

ホームページのご活用を！　https://i-bousaishi.jp